

札幌交響楽団名義後援取扱要領

制定 令和 4年 9月 26日 運営会議議決
改正 令和 4年 12月 19日 運営会議議決

1 趣旨

札幌交響楽団会則（平成8年8月20日設立総会）第3条に基づき札幌交響楽団（以下「札幌」という。）の楽団員が開催する演奏会は、演奏活動をすることで音楽、とりわけ札幌の愛好者を増やし、札幌の演奏技術の向上に資することになることから、その演奏会に対して名義の使用を承諾することで、外部から公的に演奏会を支援することについて定める。（改正：令4 12 19）

2 名義後援

「名義後援」とは、演奏会に対して金銭や物品、労務の提供を伴わない名義のみの使用を承諾することをいう。

3 申請

名義後援を申請するときは、別紙1の名義後援申請書を提出する。

4 承諾

名義後援の申請があったときは速やかに申請内容を確認し、別紙2の名義後援承諾書を申請者に交付する。（改正：令4 12 19）

5 承諾の要件

名義後援承諾の要件は次のとおりとする。

- (1) 札幌楽員が主催している演奏会、または出演している演奏会
- (2) 主催者や会場が反社会的団体でない
- (3) 金銭や物品、労務の提供を伴っていない
- (4) その他札幌交響楽団が必要とした要件

6 確認

名義後援の申請があったときは、主催者、他の後援者及び演奏会またはイベントの内容その他を確認しなければならない。

7 不承諾

前項の確認をした結果、名義後援不承諾となったときは、不承諾の説明を付して申請者に連絡しなければならない。

8 申請事務処理

- (1) 申請を受けたときは、名義後援担当スタッフが第6項の事務処理を行い、事務局長の承認を受けるものとする。
- (2) 申請書に不備があるときは申請者に連絡して申請書の再提出を受け、または修正の連絡を受けたときは申請書を修正し、その文書を添付して事務局長の承認を受けるものとする。
- (3) 事務局長は、前号の承認要請を受けたときは遅延なく承認するものとし、不備を認めるときは名義後援担当スタッフに差し戻し、改めて申請をするよう指示するものとする。
- (4) 名義後援を承諾した演奏会のチラシ等を作成したときは速やか提出すること、および終了したときは作成したプログラム等を付して速やか報告することを申し添えるものとする。

9 名義後援申請書（別紙1）

名義後援には次の事項が記載されているものとする。

- (1) 演奏会名
- (2) 会場
- (3) 日時（期間）
- (4) 入場料等徴収の有無
- (5) 入場対象者・入場予定数
- (6) 演奏会概要（目的・具体的内容・略歴等）
- (7) 主催（共催）者名
- (8) 他の後援予定者（官庁、団体等）

10 申請書、承諾書の保管期間

名義後援申請書、名義後援承諾書の本証または複写は、2年間札幌くらぶ事務局に保管するものとする。

11 施行

- (1) この要領は、令和4年9月26日から施行し、この要領施行前に承諾もしくは不承諾した申請はこの要領に基づき行ったものとみなす。
- (2) この要領の改正は、令和4年12月19日から施行する。

名 義 後 援 申 請 書

令和 年 月 日

(あて先)札響くらぶ会長

住 所 (〒)

申請者 団体名
代表者
連絡先電話
担当者氏名

下記のとおり、札響くらぶの名義後援を申請します。

演 奏 会 名			
会 場			
日 時 (期 間)			
入場料等の徴収の有無	有 ・ 無 有の場合の金額 (円)	入場対象者 入場予定数	一般 学生 その他 () 人
演奏会概要 (目的・具体的内容・略歴等)			
主催 (共催) 者名	(ホームページURL)		
他の後援予定者(官庁、団体等)			
備 考			
ホームページへの記載	札響くらぶのホームページ (http://www.sakkyoclub.net/sakkyoclub/) に事業名、開催期日、会場、出演者、曲名等の掲載を [希望する ・ 希望しない] (問い合わせ先) ※該当する方に○を付け、「希望する」の場合は問い合わせ先をお書きください。		

注 1. 主催団体の概要や行事に関する資料を添付してください。

注 2. 演奏会のチラシ配布は行っておりませんが、会報「札響くらぶ」発送時に同送を希望される場合は備考欄に記入願います。希望の場合は、チラシ約 400 枚を会報「札響くらぶ」発送時までにお届けください。

注 3. 名義後援に関する事務取扱ガイドライン第 5 条の規定により、名義後援は反社会的団体の活動に利用することができません。申請に当たっては、次の内容に承諾の上、□にレを記入してください。

- 本申請による後援等の使用は、反社会的団体の活動の利益となる使用ではありません。承認後、反社会的団体の活動の利益となる使用であることが判明した場合は、承諾を取り消されても異議はありません。

備考：この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

令和 年 月 日

様

札幌くらぶ

事務局長

札幌くらぶ名義後援承諾書

年 月 日付で申請のあった下記の件については、後援の名義使用を承諾しましたので、お知らせいたします。

記

- 演奏会の名称
- 名義の標示 札幌くらぶ
- 名義の使用期間 演奏会終了まで
- 注意事項
 - 演奏会の内容等を変更するときには、速やかに届け出てください。
 - 演奏会終了後は、プログラム等を添付して任意の様式で報告してください。
 - 名義後援の承認については、名義の使用みを承諾し、当該演奏会の財政的・人的・物的支援などを行いません。ただし、会報「札幌くらぶ」発送時にチラシ等を同封することについては協力いたします。
 - 承諾を受けた演奏会であっても、申請内容と異なることが判明したときは、承諾を取り消すことがあります。
 - 演奏会の運営に当たっては、公衆衛生、公害防止等に十分な措置をとってください。行事の実施に伴い事故が発生した場合には、主催者で責任をもって善処してください。